

防衛大学校の安全保障輸出管理に関する達を次のように定める。

令和 4 年 7 月 2 7 日

防衛大学校長 久 保 文 明

防衛大学校の安全保障輸出管理に関する達

改正 令和 5 年 3 月 3 1 日防衛大学校達第 8 号

改正 令和 6 年 4 月 2 6 日防衛大学校達第 1 2 号

(目 的)

第 1 条 この達は、防衛大学校（以下「大学校」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和 2 4 年法律第 2 2 8 号、以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (4) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5) リスト規制技術 外国為替令（昭和 5 5 年政令第 2 6 0 号）（以下「外為令」という。）別表の 1 の項から 1 5 の項までに定める技術をいう。
- (6) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和 2 4 年政令第 3 7 8 号）（以下「輸出

令」という。) 別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。

- (7) キャッチオール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (8) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (9) 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。）を確認し、大学校として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (10) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (11) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (12) 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (13) 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (14) 居住者 外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号。昭和55年11月29日）6-1-5、6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (15) 非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいう。
- (16) 特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4貿局第492号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。
- (17) 教職員等 大学校に雇用される教授、准教授、講師その他の防衛省職員をいい、常勤か非常勤であるかを問わない。
- (18) 外国人留学生等 外国人留学生及び外国人研究者をいう。

（適用範囲）

第3条 この達は、大学校が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

（基本方針）

第4条 大学校の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

(最高責任者)

第5条 大学校の輸出管理における最高責任者は、学校長とする。

- 2 最高責任者はこの達の制定・改廃、外為法等又はこの達に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

(輸出管理統括責任者)

第6条 最高責任者は輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、教官をもって充てる副校長を充てる。

- 2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、大学校における輸出管理に関する業務を統括し、この達の改廃案の作成、運用手続（細則）の制定・改廃、特定類型該当者の把握、該非判定及び取引審査の最終的な承認、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育のほか、この達に定められた業務を行う。

(輸出管理責任者)

第7条 統括責任者の下に、輸出管理に関する事務を行うため、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、教務部長及び先端学術推進機構長を充てる。

- 2 管理責任者は統括責任者を補佐し、事前確認シートの確認、相談窓口のほか、この達に定められた業務を行う。

(輸出管理委員会)

第8条 大学校の輸出管理に関する重要事項を審議するため、統括責任者の下に輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、輸出管理に関する次の事項を審議する。
 - (1) この達等の改廃案の作成に関する事項
 - (2) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
 - (3) 教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項
 - (4) 監査に関する事項

(5) その他輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次の各号の委員をもって構成し、委員長は統括責任者とする。

(1) 統括責任者

(2) 管理責任者

(3) 各学群長、理工学研究科長及び総合安全保障研究科長

(4) 国際交流センター長、数学教育室長並びに応用科学群、電気情報学群及びシステム工学群に属する学科長

(5) 理工学研究科前期課程及び後期課程運営部会員

(6) その他委員長が必要と認めた者

(事前確認)

第9条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、「事前確認シート」(別紙第1、別紙第2及び別紙第3)に基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定(公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術)の適用判定等について確認を行い、取引審査の手の続の要否について、管理責任者の承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、「事前確認シート」による事前確認を省略することができる。又、技術の提供がなくとも、外国における発表・意見交換等、国内における非居住者(外国人等)に対する発表・意見交換等を行う場合は、「事前確認シート」(別紙第1)に基づき技術の提供がないことを申告しなければならない。

2 前項の事前確認により、取引審査の手の続が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、教職員等は第10条(該非判定)、第11条(用途確認)及び第12条(需要者等確認)の起票・確認を行い、第13条の取引審査の手の続を行わなければならない。

3 第1項の事前確認により取引審査の手の続が不要と承認された場合には、教職員等は当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第10条 教職員等は、取引審査の手の続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、「該非判定票」(別紙第4及び付紙)を起票するものとする。

2 該非判定は、以下のとおり行う。

(1) 大学校で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。

- (2) 大学校外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても大学校として前号の手続により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略しても良い。

(用途確認)

第11条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、「用途」チェックシート（別紙第5）及び「明らかガイドラインシート」（別紙第6）を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

(需要者等確認)

第12条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者等について以下の項目に該当するかを、「需要者」チェックシート（別紙第7）等を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

- (1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- (4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。

(取引審査)

第13条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするとき、取引審査の手続が必要とされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から「審査票」（別紙第8及び別紙第9）を起票して、管理責任者による一次審査及び統括責任者による二次審査による承認を受けなければならない。

- 2 「審査票」には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

(許可申請)

第14条 前条第1項における承認により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括責任者は、人事教育局人材育成課を通じて、経

済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

- 2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。
- 3 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

(技術の提供管理)

- 第15条 教職員等は、技術を提供する場合、第9条の事前確認及び第13条の取引審査の的行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第9条第1項の事前確認により取引審査の手續が不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手續の確認は要さない。
- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

- 第16条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第9条の事前確認及び第13条の取引審査の手續が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第9条第1項の事前確認により取引審査の手續が不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手續の確認は要さない。
- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。
 - 3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告する。管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

(文書管理又は記録媒体の保存)

- 第17条 教職員等は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15条）に基づき管理し、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間は保管しなければならない。

(監 査)

第18条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、大学校の輸出管理がこの達に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

(調 査)

第19条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、毎年、リスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

(指 導)

第20条 統括責任者は教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教 育)

第21条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及びこの達の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、人事教育局人材育成課の協力を得て、計画的に教育を行うものとする。

(報 告)

第22条 教職員等は、外為法等又はこの達に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2 管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく人事教育局人材育成課を通じて、関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

(懲 戒)

第23条 教職員が故意又は重大な過失により外為法等及びこの達に違反した場合には、学校長の定める懲戒処分等の基準に関する達に基づき懲戒処分の対象とする。

(誓約書)

第24条 外国人留学生等及び特定類型該当者を受入れる場合には、入校又は採用時及び卒業又は退職時に「誓約書」(別紙第10、別紙第11及び別紙第12)の提出を求めるものとする。

(事務の所管)

第25条 この達に関する事務処理は、教務部教務課が先端学術推進機構事務室の協力を得て行う。

(雑 則)

第26条 この達に定めるもののほか、必要な事項は、統括責任者が定める。

附 則

この達は、令和4年8月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日防衛大学校達第8号)

この達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月26日防衛大学校達第12号)

この達は、令和6年4月26日から施行する。

別紙第 1

技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート

申請年月日： 令和 年 月 日
申 請 者： (所属) (氏名)

※外国における発表・意見交換等、国内における非居住者（外国人等）に対する発表・意見交換を行う場合、技術の提供・貨物の輸出を検討する際には、必ず事前に本シートの作成・提出が必要になります。

※本シートは、原則、技術の提供・貨物の輸出がない場合は、発表又は意見交換等の1週間前、技術の提供・貨物の輸出がある場合は、2か月前までに、教務課又は先端学術推進機構事務室に提出してください。

1. 相手先の情報

契約先	名称：
	所在地：
	※ ☐ 非居住者 ☐ 特定類型該当者（ ☐ 類型① ☐ 類型② ☐ 類型③） 該当性の根拠〔 〕
需要者・利用者	名称：
	所在地：
	※ ☐ 非居住者 ☐ 特定類型該当者（ ☐ 類型① ☐ 類型② ☐ 類型③） 該当性の根拠〔 〕
仕向地（国名）	
取引経路	→ →
契約予定	年 月 日 取引予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

※ 技術の提供かつ相手先が国内にいる場合のみ教務課又は先端学術推進機構事務室に確認の上、記入してください。また、特定類型該当者の確認については、相手先が自然人である場合のみとなります。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域も含む。）も記入してください。

2. 取引区分・類型

取引区分	☐ 共同研究 ☐ 受託研究 ☐ 研究成果提供 ☐ 学術交流協定 ☐ 秘密保持契約（ ☐ あり ☐ なし） ☐ 会議等の出席・参加・主催 ☐ 外国出張 ☐ その他（ ）
取引類型	☐ 技術の提供 ※該当する提供方法全てにチェック 〔 ☐ 指導・発表 ☐ 意見交換 ☐ 電話 ☐ 電子メールの送信 ☐ インターネット経由のファイル交換 ☐ 共用データベースへの掲載 ☐ 書面の送付 ☐ 記録媒体の送付 ☐ マニュアル・図面・データ等の供与 ☐ 装置等の供与に伴う技術・プログラムの提供 ☐ その他（ ）〕 ☐ 貨物の輸出 ※該当する輸出内容にチェック 〔 ☐ 試料・サンプルの送付 ☐ 装置等の送付〔 ☐ 自作品 ☐ 改造品 ☐ 購入品〕 ☐ その他（ ）〕 ☐ 技術の提供・貨物の輸出なし ※技術の提供・貨物の輸出がない場合は、これ以下の欄の記入は不要です。

3. 技術・貨物の情報

取扱専攻・学科等	
技術提供者・貨物輸出者の氏名及び役職	
提供技術・輸出貨物の名称及び仕様	
相手方の使用目的	

※技術提供者・貨物輸出者が複数予定されている場合は、「技術提供者・貨物輸出者」の欄に複数の氏名及び役職を列記してください。

※「提供技術・輸出貨物の名称及び仕様」及び「相手方の使用目的」は、なるべく詳しく、具体的に記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。

4. <技術の提供の場合>外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	☐ はい ☐ いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	☐ はい ☐ いいえ

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。提供する技術の一部でも「公知の技術」以外のものが含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

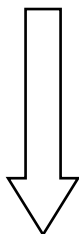
※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれる場合には、「はい」にチェックすることはできません。

上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。

※疑義等がある場合は、教務課又は先端学術推進機構事務室に相談してください。

5. 自己判定

<技術の提供場合>「4. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。	☐ はい ☐ いいえ
--	--



◆「はい」の場合、原則として、これ以下の欄の記入は不要です。ただし、「公知・基礎科学」の判定が容易では無い場合もありますので、記入済みの本シートを教務課又は先端学術推進機構事務室に提出し、チェックを受けてください。教務課又は先端学術推進機構事務室からの問合せや、更に詳しい情報提供の依頼を受けて、本欄が「いいえ」に変更される場合もあります。

6. 相手先に関する懸念情報

相手先が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。	☐ はい ☐ いいえ
仕向地が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	☐ はい ☐ いいえ
相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等（開発、製造、使用又は所蔵をいう。以下同じ。）に関与している、又は過去関与していた疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍若しくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	☐ はい ☐ いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」（<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>）を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報について教務課又は先端学術推進機構事務室に相談してください。

3. に記載した技術／貨物は明らかにリスト規制対象品目でない。(※)	☐ はい ☐ いいえ
「6. 相手先に関する懸念情報」のいずれも「はい」がない	☐ はい ☐ いいえ

※リスト規制対象品目は、経済産業省 HP の「貨物・技術のマトリクス表」 (http://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html) を参照して下さい。

- ◆両方とも「はい」の場合、記入済みの本シートを教務課又は先端学術推進機構事務室に提出してください。
 (教務課又は先端学術推進機構事務室でチェックの上、提出者に問合せや、更に詳しい情報提供の依頼等を行う場合があります。問合せ等の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もあります。)
- ◆いずれか又は両方が「いいえ」の場合、「審査票」の起票が必要になります。教務課又は先端学術推進機構事務室で書式や記入例を用意しており、また、作成を支援しますので、ご相談ください。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。		(担当者確認欄)	
☐ 取引可	☐ 「審査票」の起票を要する	管理責任者	担当部門

別紙第2

外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）受入れの事前確認シート

申請年月日： 令和 年 月 日

申請者： (所属) (氏名)

※外国人の留学生、研究者・教員、訪問者等の受入を検討する際には、必ず事前に本シートの作成・提出が必要になります。

※本シートは、外国人受入れが決まった時点で、教務課又は先端学術推進機構事務室に提出してください。

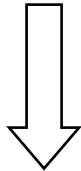
1. 受入予定者

受入カテゴリ (該当欄にチェック)	☐ 留学生〔 ☐ 研究科学生 ☐ 本科生 ☐ その他 () 〕 ☐ 研究者・教員〔 ☐ 雇用関係あり(職名:) ☐ その他 () 〕 ☐ 訪問者 ☐ その他 ()
氏名	
出身国(国籍)	
出身組織	
特定類型該当性	☐ 類型① ☐ 類型② ☐ 類型③ 類型該当性の根拠〔 () 〕
受入予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※同一組織の同一部署から同時に複数名を受け入れる場合は、「氏名」の欄に複数名を列記してください。

※「出身組織」の欄は、受入予定者がこれまで所属したことのある組織を全て記入してください。

※「特定類型該当性」の欄は、居住者となった場合の該当性についても記入してください。「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名含む。）も記入してください。



◆受入予定者を、本科や講義のみの課程、人文・社会科学系の課程で受け入れる場合には、これ以下の欄の記入は不要です。記入済みの本シートを教務課又は先端学術推進機構事務室に提出してください。

※ただし、研究室において本科生等に公知ではない研究を手伝わせる場合や、考古学等で地中探査を行うための合成開口レーダーを外国に持ち出す場合等、許可が必要となるケースがあり得ることに引き続き注意してください。

2. 受入予定研究室・提供予定技術等

受入専攻・学科等	
指導教員・技術提供者 の氏名及び役職	
研究分野名	
受入予定者の研究計画	
提供予定技術の概要	

※指導教員又は技術提供者が複数予定されている場合は、「指導教員・技術提供者」の欄に複数の氏名及び役職を列記してください。

※「研究分野名」の欄は、受入予定研究室、指導教員又は技術提供者が対象とする研究分野について、「【付表】防衛大学校において慎重な審査が必要となる研究分野一覧」との比較が可能となるよう、当該一覧で使用した分類方法を用いて、その研究分野名を記載してください。

※「受入予定者の研究計画」「提供予定技術の概要」は、なるべく詳しく、具体的に記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。

3. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	☐ はい ☐ いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	☐ はい ☐ いいえ

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に「公知の技術」以外のものが含まれ得る場合（意図的に教育又は提供するもののほか、研究室の情報アクセス管理等の事情から、受入者が研究室にある公知の技術以外のもの（例えば、未発表の研究データや草稿など）を入手又は閲覧する可能性がある場合も含みます。）には、「はい」にチェックすることはできません。

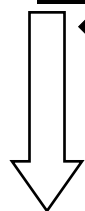
※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれ得る場合には、「はい」にチェックすることはできません。

上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。

※疑義等がある場合は、教務課又は先端学術推進機構事務室に相談してください。

4. 自己判定

「3. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。	☐ はい ☐ いいえ
---	--



◆「はい」の場合、原則として、これ以下の欄の記入は不要です。ただし、「公知・基礎科学」の判定が容易では無い場合もありますので、記入済みの本シートを教務課又は先端学術推進機構事務室に提出し、チェックを受けてください。教務課又は先端学術推進機構事務室からの問合せや、更に詳しい情報提供の依頼を受けて、本欄が「いいえ」に変更される場合もあります。

5. 受入予定者の懸念情報

受入予定者の出身組織が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の出身国が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の出身組織（留学生である場合の出身大学・学科・研究室等を含む。）が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者が、受入予定期間中に、外国機関・組織（民間企業・組織を含む）による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者が将来、軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	☐ はい ☐ いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省 HP の「外国ユーザーリスト」（<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>）を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報の内容について教務課又は先端学術推進機構事務室に相談してください。

2. の「研究分野名」に記入した研究分野名の中に、「【付表】防衛大学校において慎重な審査が必要となる研究分野一覧」に該当するものがない。	☐ はい ☐ いいえ
「5. 受入予定者の懸念情報」のいずれもが「はい」でない	☐ はい ☐ いいえ

◆両方とも「はい」の場合、記入済みの本シートを教務課又は先端学術推進機構事務室に提出してください。

（教務課又は先端学術推進機構事務室でチェックの上、提出者に問合せや、更に詳しい情報提供の依頼等を行う場合があります。問合せ等の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もあります。）

◆いずれか又は両方が「いいえ」の場合、「審査票」の起票が必要になります。教務課又は先端学術推進機構事務室で書式や記入例を用意しており、また、作成を支援しますので、ご相談ください。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。		(担当者確認欄)	
☐ 受入可	☐ 「審査票」の起票を要する	管理責任者	担当部門

別紙第3

特定類型該当者（学生・研究者・教員・訪問者等で外国人以外）

受入れの事前確認シート

申請年月日： 令和 年 月 日

申 請 者： (所属) (氏名)

※外国人以外の学生、研究者・教員、訪問者等で特定類型に該当する者の受入れを検討する際には、必ず事前に本シートの作成・提出が必要になります。

※本シートは、特定類型該当者受入れが決まった時点で、教務課又は先端学術推進機構事務室に提出してください。

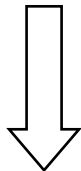
1. 受入予定者

受入カテゴリ (該当欄にチェック)	☐ 学生〔 ☐ 研究科学生 ☐ 本科生 ☐ その他（ ）〕 ☐ 研究者・教員〔 ☐ 雇用関係あり（職名： ） ☐ その他（ ）〕 ☐ 訪問者 ☐ その他（ ）
氏名	
出身組織	
特定類型該当性	☐ 類型① ☐ 類型② ☐ 類型③ 類型該当性の根拠〔 〕
受入予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日

※同一組織の同一部署から同時に複数名を受け入れる場合は、「氏名」の欄に複数名を列記してください。

※「出身組織」の欄は、受入予定者がこれまで所属したことのある組織を全て記入してください。

※「該当性の根拠」には、関係する外国政府等又は外国法人等（その属する国・地域名含む。）も記入してください。



◆受入予定者を、本科や講義のみの課程、人文・社会科学系の課程で受け入れる場合には、これ以下の欄の記入は不要です。記入済みの本シートを教務課又は先端学術推進機構事務室に提出してください。

※ただし、研究室において本科生等に公知ではない研究を手伝わせる場合や、考古学等で地中探査を行うための合成開口レーダーを外国に持ち出す場合等、許可が必要となるケースがあり得ることに引き続き注意してください。

2. 受入予定研究室・提供予定技術等

受入専攻・学科等	
指導教員・技術提供者 の氏名及び役職	
研究分野名	
受入予定者の研究計画	
提供予定技術の概要	

※指導教員又は技術提供者が複数予定されている場合は、「指導教員・技術提供者」の欄に複数の氏名及び役職を列記してください。

※「研究分野名」の欄は、受入予定研究室、指導教員又は技術提供者が対象とする研究分野について、「【付表】防衛大学校において慎重な審査が必要となる研究分野一覧」との比較が可能となるよう、当該一覧で使用了分類方法を用いて、その研究分野名を記載してください。

※「受入予定者の研究計画」「提供予定技術の概要」は、なるべく詳しく、具体的に記入してください。記入欄に収まらない場合、別紙を添付しても構いません。

3. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定

公知の技術の提供である。	☐ はい ☐ いいえ
基礎科学分野の研究活動における技術の提供である。	☐ はい ☐ いいえ

※「公知の技術の提供」とは、◆新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供、◆学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供、◆工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術の提供、◆ソースコードが公開されているプログラムの提供を指します。受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に「公知の技術」以外のものが含まれ得る場合（意図的に教育又は提供するもののほか、研究室の情報アクセス管理等の事情から、受入者が研究室にある公知の技術以外のもの（例えば、未発表の研究データや草稿など）を入手又は閲覧する可能性がある場合も含みます。）には、「はい」にチェックすることはできません。

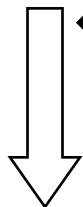
※「基礎科学分野の研究活動」とは、◆自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、◆理論的又は実験的方法により行うものであり、◆特定の製品の設計又は製造を目的としないものを指します。例えば宇宙の生成過程の研究のような自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であっても、受入予定者の受入期間中の全てにわたって、教育又は提供する技術に特定の製品（例えば実験装置や観測装置）の設計又は製造を目的とする研究活動における技術等が含まれ得る場合には、「はい」にチェックすることはできません。

上記のいずれか又は両方に「はい」をチェックする場合、本欄にその根拠等を記入してください。

※疑義等がある場合は、教務課又は先端学術推進機構事務室に相談してください。

4. 自己判定

「3. 外為法の例外規定（公知・基礎科学）の適用判定」の両方又はいずれかが「はい」である。	☐ はい ☐ いいえ
---	--



◆「はい」の場合、原則として、これ以下の欄の記入は不要です。ただし、「公知・基礎科学」の判定が容易では無い場合もありますので、記入済みの本シートを教務課又は先端学術推進機構事務室に提出し、チェックを受けてください。教務課又は先端学術推進機構事務室からの問合せや、更に詳しい情報提供の依頼を受けて、本欄が「いいえ」に変更される場合もあります。

5. 受入予定者の懸念情報

受入予定者の出身組織が、外国ユーザーリスト（※）に掲載されている。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の出身国が、懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）又は国連武器禁輸国・地域（アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン）である。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の出身組織（出身大学・学科・研究室等を含む。）が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等（核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機）若しくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者が海外の政府機関・組織（民間企業・組織を含む）による財政的支援を受けている、又は受ける予定がある。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者が将来、海外の軍事関連部門や軍需企業に就職する予定がある、又は就職する希望を持っていることを、今までの連絡から知っている。	☐ はい ☐ いいえ
受入予定者の過去の研究内容等が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等である疑いがある。	☐ はい ☐ いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。（「はい」の場合下欄記載）	☐ はい ☐ いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省 HP の「外国ユーザーリスト」 (<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>) を参照して下さい。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

※いずれかが「はい」の場合、原則として慎重な審査が必要となりますので、懸念情報について教務課又は先端学術推進機構事務室に相談してください。

2. の「研究分野名」に記入した研究分野名の中に、「【付表】防衛大学校において慎重な審査が必要となる研究分野一覧」に該当するものがない。	☐ はい ☐ いいえ
「5. 受入予定者の懸念情報」のいずれもが「はい」でない	☐ はい ☐ いいえ

- ◆両方とも「はい」の場合、記入済みの本シートを教務課又は先端学術推進機構事務室に提出してください。
 (教務課又は先端学術推進機構事務室でチェックの上、提出者に問合せや、更に詳しい情報提供の依頼等を行う場合があります。問合せ等の結果、「審査票」の起票が必要になる場合もあります。)
- ◆いずれか又は両方が「いいえ」の場合、「審査票」の起票が必要になります。教務課又は先端学術推進機構事務室で書式や記入例を用意しており、また、作成を支援しますので、ご相談ください。

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。		(担当者確認欄)	
☐ 受入可	☐ 「審査票」の起票を要する	管理責任者	担当部門

別紙第 4

該非判定票

作成年月日： 令和 年 月 日
作 成 者： (所属) (氏名)

技術の名称、取引概要 貨物の名称、型及び等級	
---------------------------	--

外国為替令別表（技術を提供する場合） 又は 輸出貿易管理令別表第一（貨物を輸出する場合） の項番と該非		
1	該当する	該当しない
2	該当する	該当しない
3	該当する	該当しない
3の2	該当する	該当しない
4	該当する	該当しない
5	該当する	該当しない
6	該当する	該当しない
7	該当する	該当しない
8	該当する	該当しない
9	該当する	該当しない
10	該当する	該当しない
11	該当する	該当しない
12	該当する	該当しない
13	該当する	該当しない
14	該当する	該当しない
15	該当する	該当しない
「該当する」欄が 1か所以上ある		すべて「該当しない」欄のみ

※技術・貨物の内容・性能を法令（外国為替令別表
又は輸出貿易管理令別表第一、貨物等省令、解釈
通達。下記HP掲載の「貨物・技術のマトリクス
表」を参照）に照合した上で、それぞれの項につ
いて「該当する」「該当しない」のいずれかに○印
を付けてください。

http://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html

※「該当する」に○印を付けた項については、貨物
等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕様
（性能）を比較し、該当すると判断した根拠を、
付紙「対比表」に明記してください。

※「該当しない」に○印を付けた項でも、技術・貨
物の性質上その項に近いものである場合には、貨
物等省令、解釈通達の関係箇所と技術・貨物の仕
様（性能）を比較し、該当しないと判断した根拠
を、付紙「対比表」に明記してください。

本件技術又は貨物は、以上のとおり外国為替令別表（第 16 項を除く）
又は輸出貿易管理令別表第一（第 16 項を除く）に該当（します・しません）。

外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術・貨物
の仕様（性能）との対応関係は、付紙「対比表」のとおりです。

(該非判定票付紙) 外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と

技術・貨物の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表 又は 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術／貨物の 仕様（性能）
項 番	項 目	項 番	項 目		

技術／貨物の該非判定結果 ☐ 該当 ☐ 非該当

※記述に当たっては、以下の事項を満たしてください。

- ・ 外国為替令別表／輸出貿易管理令別表第一の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所については、それぞれが明確に分かるよう、該当部分を引用し、技術／貨物の仕様（性能）との対比を明らかにすること。
- ・ 特に、該当非該当に係る具体的数値については、技術／貨物の有する数値と基準の関係が分かるよう記載すること。
- ・ 技術／貨物の仕様（性能）などが分かる資料を添付すること。

(記載例)「熱分解蒸着処理に係る技術」の場合

(該非判定票付紙) 外国為替令・輸出貿易管理令の関連項目等と

技術・貨物の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令／輸出貿易管理令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術／貨物の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表 又は 輸出貿易管理令別表第一		貨物等省令		解釈通達	技術／貨物の 仕様（性能）
項 番	項 目	項 番	項 目		
第 4 項 (5)	原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用にかかる技術であつて、経済産業省令で定めるものの	第 1 6 条 第 5 項	外為令別表 4 の項（5）の経済産業省令で定める技術は、原料ガスの熱分解（1,300 度以上 2,900 度以下の温度範囲において、かつ、130 パスカル以上 20,000 パスカル以下の絶対圧力の範囲において行うものに限る。）により生成する物質を基材に定着させるための技術とする。		・ 2,000～2,500 度の温度範囲 ・ 15,000～20,000 パスカルの絶対圧力 以上の条件の下、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための技術である。 したがって、該当。

技術／貨物の該非判定結果 ☒ 該当 ☐ 非該当

別紙第5

「用途」チェックシート

作成年月日： 令和 年 月 日

作成者： (所属) (氏名)

以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがあるかをホームページ等WEB、カタログなどで確認すること。（どちらかに○をつけること。）

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300 km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300 km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
②核融合に関する研究	はい・いいえ
③原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
④重水の製造	はい・いいえ
⑤核燃料物質の加工	はい・いいえ
⑥核燃料物質の再処理	はい・いいえ
⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発又は製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 d 宇宙に関する研究	はい・いいえ
輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））の開発、製造又は使用	はい・いいえ

最終項目が「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。

①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表（※）に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物又は技術がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	はい・いいえ
②自衛隊法に基づく在外邦人等の保護措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
③自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
④自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑤自衛隊法に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊、オーストラリア軍隊、英国軍隊、フランス軍隊、カナダ軍隊又はインド軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑦国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑧重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律に基づく後方支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑨重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑩武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑪武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑫海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑬国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づく協力支援活動及び捜索救助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
⑭令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ

- （※）別表
- 一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品
 - 1 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式銃砲又はこれらのものに用いる銃砲弾
 - 2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾
 - 二 産業用の発破器
 - 三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

別紙第6

明らかガイドラインシート

作成年月日： 令和 年 月 日

作成者： (所属) (氏名)

以下の各項目について、確認すること。

なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○を付ける。

貨物等の用途・仕様	① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・－
	② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・－
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・－
	④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・－
	⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・－
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・－
	⑦ 当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	はい・いいえ・－
	⑧ 異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・－
	⑨ 通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・－
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑩ 輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・－
	⑪ 製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・－
	⑫ 輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・－
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬ 当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・－
	⑭ 通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・－
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑮ 据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・－
	⑯ 最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・－
外国ユーザーリスト掲載企業・組織	⑰ 外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること）が一致しない。	はい・いいえ・－
その他	⑱ その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	はい・いいえ・－

(注) 技術の提供や外国人の受入れの場合は、上記各項目の文言につき、例えば「輸入者」を「契約先」や「受入予定者」と読み替える等、適宜読み替えて適用してください。

別紙第7

「需要者」チェックシート

作成年月日： 令和 年 月 日

作 成 者： (所属) (氏名)

①外国ユーザーリストのチェック

(どちらかに○を付けること)

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ
-------------------------	--------

②需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて契約書、ホームページ等WEB、カタログ若しくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか、又は相手先から連絡を受けたかについて確認すること。

(どちらかに○をつけること)

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ

別紙第 8

審査票（技術の提供・貨物の輸出用）

作成年月日：令和 年 月 日

統括責任者	管理責任者	担当部門	作成者

1. 技術の提供・貨物の輸出の概要

件名（内容）					
技術・貨物の名称		(金額)：			
該非判定 (1～15項)	<技術> 外為令別表： 項 号 ☐該当 ☐非該当 ☐不明・疑義 (貨物等省令： 条 項 号) ☐公知 ☐基礎科学 ☐規制対象外 <貨物> 輸出令別表第1： 項 号 ☐該当 ☐非該当 ☐不明・疑義 (貨物等省令： 条 項 号) ☐少額特例 ☐規制対象外 上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、提供予定技術・貨物の具体的内容に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。				
	仕向地（国名） ☐ 輸出令別表第3の地域 ☐ 国連武器禁輸国・地域 ☐ 懸念国 ☐ その他				
	契約先	名称（英字）	☐ 新規 ☐ 継続 ☐ 軍関連 ※HPアドレスを記載（ ）及び／又は資料を添付すること。		
所在地					
該当性		☐ 非居住者 ☐ 特定類型該当者（ ☐ 類型① ☐ 類型② ☐ 類型③） 該当性の根拠〔 〕			
需要者 又は 利用者	名称（英字）	☐ 新規 ☐ 継続 ☐ 軍関連 ※HPアドレスを記載（ ）及び／又は資料を添付すること。			
	所在地				
	該当性	☐ 非居住者 ☐ 特定類型該当者（ ☐ 類型① ☐ 類型② ☐ 類型③） 該当性の根拠〔 〕			
用 途	内容（ ） ☐ 大量破壊兵器等関連 ☐ 通常兵器関連 ☐ 軍関連 ☐ 不明・疑義 ☐ その他				
	資料： ☐ 有（ ） ☐ 無				
客観要件	I. 大量破壊兵器キャッチオール規制 輸出令別表第3の地域を除く地域向けの場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ ③明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ				
	II. 通常兵器キャッチオール規制 国連武器禁輸国・地域向けの場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ ②（①が「はい」の場合、）「用途」チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ				
	III. 客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか ☐ はい ☐ いいえ				
インフォーム要件	経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか ☐ はい ☐ いいえ				
取引経路	→ →				
契約予定	年 月 日	取引予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日		

2. 総合取引判定結果（判定年月日： 年 月 日）

取引審査判定	☐ 承認	☐ 規制対象外	☐ 非該当	☐ 特例（少額、その他）
	☐ 条件付承認	☐ 包括許可	☐ 個別許可	☐ 許可例外
	☐ 経済産業省へ届出／相談 ☐ 不承認			
取引承認条件				
上記判定理由				

別紙第9

審査票（外国人（留学生・研究者・教員・訪問者等）又は特定類型該当者受入れ用）

作成年月日：令和 年 月 日

統括責任者	管理責任者	担当部門	作成者

1. 受入予定者に教育・提供する技術の概要

受入予定者	氏名（英字）	
	出身国（国名）	☐ 輸出令別表第3の地域 ☐ 国連武器禁輸国・地域 ☐ 懸念国 ☐ その他
	出身組織	※HPアドレスを記載（ ）及び／又は資料を添付すること。
	特定類型該当者	☐ 類型① ☐ 類型② ☐ 類型③ 該当性の根拠〔 〕
教育・提供予定技術の該非判定 (1～15項)	外為令別表： 項 号（貨物等省令： 条 項 号）※該当するおそれのある項番が複数あるときは、その全てを列挙。 ☐ 該当 ☐ 非該当 ☐ 不明・疑義 ☐ 公知 ☐ 基礎科学 ☐ その他規制対象外	
	上記判断の根拠 ※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、受入予定者の研究計画・提供予定技術等に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。	
受入予定者の卒業後の 予定／希望勤務先 (知っているば記入)	名称（英字）	※HPアドレスを記載（ ）及び／又は資料を添付すること。
	所在地	
提供予定技術の用途 〔留学生等の場合、卒業後の 予定／希望進路での用途〕 (知っているば記入)	内容（ ） ☐ 大量破壊兵器等関連 ☐ 通常兵器関連 ☐ 軍関連 ☐ 不明・疑義 ☐ その他	
	資料： ☐ 有（ ） ☐ 無	
客観要件	I. 大量破壊兵器キャッチオール規制： 受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が、輸出令別表第3の地域を除く地域の場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ ③(②が「はい」の場合、) 明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ	
	II. 通常兵器キャッチオール規制： 受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が、国連武器禁輸国・地域の場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ ②(①が「はい」の場合、) 「用途」チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか ☐ はい ☐ いいえ	
	III. 客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか ☐ はい ☐ いいえ	
インフォーム要件	受入予定者の出身組織・卒業後の予定／希望勤務先につき、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか ☐ はい ☐ いいえ	
受入予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	

2. 総合受入判定結果（判定年月日： 年 月 日）

受入審査判定	☐ 承認 ☐ 条件付承認	☐ 規制対象外 ☐ 非該当 ☐ 特例（公知・基礎科学、その他）
	☐ 経済産業省へ届出／相談 ☐ 不承認	
受入承認条件		
上記判定理由		

誓 約 書

防 衛 大 学 校 長 殿

氏 名(自 署) _____

貴大学校に入校（採用）等に関し、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 在校（在職）中、無断で貴大学校の所有物の提供及び校外への持ち出しを行いません。次のいずれかに該当する場合には、研究指導教官又は卒研指導教官（受入教官）に相談するとともに、必要な場合には、日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令並びに貴大学校の定める内部規程に従い所定の手続を行います。
 - 一 研究上の技術情報を在校（在職）中に外国において提供し、又は非居住者若しくは非居住者の影響を強く受けている居住者（「特定類型」に該当する者という。）に対して提供しようとする場合、又はこれを在校（在職）後に提供することが在校（在職）中に明らかとなった場合
 - 二 研究上の使用機器若しくは使用材料又は研究の結果得られた有体物を在校（在職）中に外国に輸出（海外へ送付又は持ち出し等）しようとする場合、又はこれらを在校（在職）後に輸出することが在校（在職）中に明らかとなった場合
- 2 研究上の技術情報を、大量破壊兵器等（核兵器、化学兵器、生物兵器、ロケット、無人航空機等）、通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発、製造、使用又は貯蔵に用いず、当該技術情報の使用は民生用途に限りします。

以上

誓 約 書

防 衛 大 学 校 長 殿

氏 名(自 署) _____

貴大学校からの卒業（退職）に関し、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 卒業（退職）後、次のいずれかに該当する場合であって、必要な場合には、日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令に従い所定の手続を行います。
 - 一 貴大学校より提供を受けた研究上の技術情報を外国において提供し、又は非居住者若しくは非居住者の影響を強く受けている居住者（「特定類型」に該当する者という。）に対して提供しようとする場合
 - 二 貴大学校における研究上の使用機器若しくは使用材料又は貴大学校での研究の結果得られた有体物を外国に輸出（海外へ送付又は持ち出し等）しようとする場合
- 2 貴大学校より提供を受けた研究上の技術情報を、大量破壊兵器等（核兵器、化学兵器、生物兵器、ロケット、無人航空機等）、通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発、製造、使用又は貯蔵に用いず、当該技術情報の使用は民生用途に限ります。

以上

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の

遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

防衛大学校長 御中

____年 ____月 ____日

住 所 _____

氏 名 _____

私は、貴大学が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付4貿易局第492号。以下「役務通達」という。）の1（3）サ①又は②に該当する居住者に対して技術提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、貴大学の法令遵守のため、役務通達の1（3）サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約します。

記

私は、

- ☐ 以下の①に該当します。
- ☐ 以下の②に該当します。
- ☐ 以下の①及び②に該当します。
- ☐ 以下のいずれにも該当しませんので、誓約は不要です。

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）

（イ） 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

（ロ） 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間

で雇用契約、委任契約、請負契約その他契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

- ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者

外国人及び特定類型該当者受入れの事前確認シート【付表】

防衛大学校において慎重な審査が必要となる研究分野一覧

項番	項目	項番	項目
1 武器		(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等
(1)	銃砲・銃砲弾薬等	(11)	しごきスピニング加工機等
(2)	爆発物・発射装置等	(12)	1 数値制御工作機械
(3)	火薬類・軍用燃料		2 測定装置
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等
(5)	指向性エネルギー兵器等		
(6)	運動エネルギー兵器等	(14)	アイソスタチックプレス等
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(15)	ロボット等
(8)	軍用船舶等	(16)	振動試験装置等
(9)	軍用航空機等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(18)	ベリリウム
(11)	装甲版・軍用ヘルメット・防弾衣等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質
		(20)	ほう素10
(12)	軍用探照灯・制御装置	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(22)	るつぼ
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(23)	ハフニウム
		(24)	リチウム
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(25)	タングステン
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(26)	ジルコニウム
(16)	兵器製造用機械装置等	(27)	ふっ素製造用電解槽
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等
2 原子力		(29)	遠心力式釣合試験機
		(30)	フィラメントワインディング装置等
(1)	核燃料物質・核原料物質		
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(31)	レーザー発振器
(3)	重水素・重水素化合物	(32)	質量分析計・イオン源
(4)	人造黒鉛	(33)	圧力計・ベローズ弁
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(34)	ソレノイドコイル形超電導電磁石
(6)	リチウム同位元素分離用装置等		
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(35)	真空ポンプ
		(35の2)	スクロール型圧縮機等
(8)	周波数変換器等	(36)	直流電源装置
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(37)	電子加速器・エックス線装置
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(38)	衝撃試験機
		(39)	高速度撮影が可能なカメラ等

項番	項目	項番	項目
(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換機	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等
(41)	核兵器起爆（試験）用貨物		
(42)	光電子倍增管	(10)	複合材料製造装置等
(43)	中性子発生装置	(11)	ノズル
(44)	遠隔操作のマニピュレーター	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他
(45)	放射線遮蔽窓・窓枠		
(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置
(47)	トリチウム	(14)	複合材用の炉・制御装置
(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等	(15)	ロケット・UAV用構造材料
		(16)	ロケット・UAV用加速度計ジャイロスコープ等
(49)	白金触媒	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(50)	ヘリウム3		
(51)	レニウム等の一次製品		
(52)	防爆構造の容器	(18)	アビオニクス装置等
3 化学兵器		(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
		(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(2)	化学製剤用製造機械装置等		
(3)	反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等	(22)	ロケット搭載用電子計算機
		(23)	ロケット・UAV用A/D変換機
3の2 生物兵器		(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他
(1)	軍用細菌製剤の原料		
(2)	細菌製剤用製造装置等	(24の2)	ロケット設計用電子計算機
4 ミサイル		(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(1)	ロケット・製造装置等	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レードーム
(1の2)	無人航空機（UAV）・製造装置	5 先端材料	
(2)	ロケット誘導装置・試験装置等		
(3)	推進装置等	(1)	ふっ素化合物製品
(4)	しごきスピニング加工機等	(2)	（削除）
(5)	サーボ弁・ポンプ・ガスタービン	(3)	芳香族ポリイミド製品
(5の2)	ポンプに使用できる軸受	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
(6)	推進薬・原料		
(7)	推進薬の製造・試験装置等	(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置
(8)	粉粒体用混合機等		

項番	項目	項番	項目
(6)	金属製磁性材料	(6)	一次・二次セル、太陽電池セル
(7)	ウランチタン合金・タングステン合金	(7)	高電圧用コンデンサ
		(8)	エンコーダ又はその部分品
(8)	超電導材料	(8 の 2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール
(9)	(削除)		
(1 0)	潤滑剤	(8 の 3)	電力制御用半導体素子
(1 1)	振動防止用液体	(8 の 4)	光変調器
(1 2)	冷媒用液体	(9)	サンプリングオシロスコープ
(1 3)	セラミック粉末	(1 0)	アナログデジタル変換器
(1 4)	セラミック複合材料	(1 1)	デジタル方式の記録装置
(1 5)	ポリジオルガノシラン・ポリシラザン他	(1 2)	信号発生器
		(1 3)	周波数分析器
(1 6)	ビスマレイミド・芳香族ポリアミドイミド他	(1 4)	ネットワークアナライザー
		(1 5)	原子周波数標準器
(1 7)	ふっ化ポリイミド等	(1 5 の 2)	スプレー冷却方式の熱制御装置
(1 8)	プリプレグ・プリフォーム・成型品等	(1 6)	半導体製造装置等
		(1 7)	マスク・レチクル等
(1 9)	ほう素・ほう素合金・硝酸グアニジン他	(1 7 の 2)	マスク製造基材
		(1 8)	半導体基板
6 材料加工		(1 9)	レジスト
		(2 0)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物
(2 1)	燐・砒素・アンチモンの水素化物		
(1)	軸受等	(2 2)	炭化けい素等
(2)	数値制御工作機械	(2 3)	多結晶の基板
(3)	歯車製造用工作機械	8 電子計算機	
(4)	アイソスタチックプレス等		
(5)	コーティング装置等		
(6)	測定装置等	9 通信	
(7)	ロボット等		
(8)	フィードバック装置等		
(9)	絞りスピニング加工機	(1) 電子計算機等	
7 エレクトロニクス			
		(1)	伝送通信装置等
(1)	集積回路	(2)	電子交換装置
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(3)	通信用光ファイバー
		(4)	(削除)
(3)	信号処理装置等	(5)	フェーズドアレーアンテナ
(4)	超電導材料を用いた装置	(5 の 2)	監視用方向探知機等
(5)	超電導電磁石	(5 の 3)	無線通信傍受装置等

項番	項目	項番	項目
(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(2)	ジャイロスコープ等
		(3)	慣性航行装置
(5の5)	インターネット通信監視装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム電波受信機、航空機用高度計等
(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等		(4の2)
(7)	暗号装置等	(5)	(1)から(4の2)までの試験・製造装置他
(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等		
(9)	(削除)	12 海洋関連	
(10)	盗聴探知機能通信ケーブルシステム等		
(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・計測装置	(1)	潜水艇
		(2)	船舶の部分品・附属装置
10 センサー等		(3)	水中回収装置
		(4)	水中用の照明装置
		(5)	水中ロボット
		(6)	密閉動力装置
		(7)	回流水槽
(1)	水中探知装置等	(8)	浮力材
(2)	光検出器・冷却器等	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具
(3)	センサー用の光ファイバー		
(4)	電子式のカメラ等	(10)	妨害用水中音響装置
(5)	反射鏡		
(6)	宇宙用光学部品等	13 推進装置	
(7)	光学器械又は光学部品の制御装置		
(7の2)	非球面光学素子	(1)	ガスタービンエンジン等
(8)	レーザー発振器等	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(8の2)	レーザーマイクロフォン		
(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(9の2)	水中検知装置	(3)	ロケット推進装置等
(10)	重力計・重力勾配計	(4)	無人航空機等
(11)	レーダー等	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(11の2)	光センサー製造用マスク・レチクル		
(12)	光反射率測定装置他	14 その他	
(13)	重力計製造装置・校正装置		
(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(1)	粉末状の金属燃料
11 航法装置		(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
		(3)	ディーゼルエンジン等

項番	項目	項番	項目
(4)	(削除)	(3)	核熱源物質
(5)	自給式潜水用具等	(4)	デジタル伝送通信装置等
(6)	航空機輸送土木機械等	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(7)	ロボット・制御装置等	(5)	水中探知装置等
(8)	(削除)	(6)	宇宙用光検出器
(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(10)	簡易爆発装置等	(8)	潜水艇
(11)	爆発物探知装置	(9)	船舶用防音装置
15 機微品目		(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(1)	無機繊維他を用いた成型品		
(2)	電波の吸収材・導電性高分子		